

事務局通信

(TEL 03-6450-1850)

2024年10月度業務執行理事会(2024.10.26)概要

1. 2025年競技関連規程の改訂(競技部)

2025年度競技関連規程が改訂されました(2025年1月1日施行)。主な改訂ポイントは以下の通りです。

競技規則

第15条第2項 エントリー組数が10組以下の場合、該当級「最低2組」を「1組」でも可と改訂。

第16条第1項 1ヒート10組以下の時のアップ数について「5組以下」を「平均5組以下」と改訂。

第40条第5項 選手登録と更新について

ジェンダーフリーダブル登録を可能とした(別性別役の新規登録は、登録更新時以外でも申請できる)。

昇降級規程

第8条 降級特別措置の申請時期「登録更新時まで」を「次競技年度の登録更新時まで(10月末まで)」と改訂。

競技規則 細則

第4条 複数競技種目の決勝戦での任意種目において、棄権もしくは治療等の為に、1曲演奏中のすべて時間を競技フロアの外で待機した場合は、その種目は未出場とする。

この未出場と成った種目が在った場合には総合成績は最下位、全種目を未出場の場合は順位なしの棄権とみなす。

競技会主催者へのガイドライン

2の② 審判員への日当は、JDSF主催競技会はJDSF謝金支給規程に則ることとした。

2の④ 拘束延長料金については、JDSF主催競技会は除くこととした。

6の② ヒートチェンジに際しては、安全性を確保した入退場の方法を適切に設定すること。尚、選手の入場タイミングについては、事故防止の観点から、退場者の動向によってCPが決定することと改訂。

ジュブナイル、ジュニア 服装区分細則

C スカートの※2つ目

但し、スカートの裾のみは許されると改訂。

チェアパーソン(競技長)規程

第7条第1項、第2項 スクルティニアの資格更新については、登録年度末までに公認研修会を受講しなければならないと改訂。

前項に定める公認研修会を受講することが出来ない場合は・・・と改訂。

スクルティニア(採点管理者)規程

第9条第1項、第2項 スクルティニアの資格更新については、登録年度末までに公認研修会を受講しなければならないと改訂。

第13条に、新たにスクルティニア誓約書に関する条文を追記。

登録管理規程

第11条第1項 表示可能端末を「常時携帯」から「可能な限り携帯」に改訂。

国際派遣選手選考規程

全日本選手権の各シニア開催に関して、原則として全日本選手権シニアⅡ、全日本選手権シニアⅢ、全日本シニア選手権Ⅴは、日本スポーツマスターズ大会で開催すると改訂。

普及競技に関する内規

1. 「普及競技」の定義 第3項

エントリー料が1組1区分3,000円(団体戦の場合は1エントリー)以下であることと改訂。

(「2,500円以下」から緩和)

2. 東京オープン実施競技区分(競技本部)

前号で概要をお知らせしましたが、2025年5月24日(土)、25日(日)、東京体育館で開催予定の第24回東京オープン・ダンススポーツ選手権の実施競技区分および種目は以下の通りです。

第1日 メインアリーナ

- ① WDSF International Open スタンダード WTVFQ
 - ② WDSF or DSA シニアI ラテン SCR PJ
サブアリーナ(決勝のみメインアリーナ)
 - ③ JDSF 普及ライジングスターラテン SC(決勝のみ R)
 - ④ JDSF 普及ジュニア ラテン SC(決勝のみ J)
 - ⑤ JDSF 普及ジュブナイル ラテン SC(決勝のみ J)
- (③④⑤はどれか1区分しか出場できない 組相手を変えても不可)

第2日 メインアリーナ

- ① WDSF-PD 世界選手権スタンダード(申請済み) WTVFQ
 - ② WDSF Open ラテン SCR PJ
サブアリーナ(決勝のみメインアリーナ)
 - ③ JDSF 普及ライジングスタースタンダード WT(決勝のみ F)
 - ④ JDSF 普及ジュニア スタンダード WQ(決勝のみ V)
 - ⑤ JDSF 普及ジュブナイル スタンダード WQ(決勝のみ V)
- (③④⑤はどれか1区分しか出場できない 組相手を変えても不可)

3. TOKYO ジュニアスポーツアンバサダー候補者の推薦(事務局)

東京都より、「TOKYO ジュニアスポーツアンバサダー候補者」の推薦依頼がありました。概要は以下の通りですが、対象者がいる場合は推薦していきます。なお、本事業は1年毎の推薦なので、次年度以降も対象者がいれば推薦することとします。

【概要】

- | | |
|-------|---|
| 制度の概要 | ・国際大会に出場する ジュニア選手の活動を応援
・ジュニア世代のスポーツ気運の醸成を目的に、当ジュニア選手を「TOKYO ジュニアスポーツアンバサダー」として任命し、賞賜金を交付 |
| 対象者 | ・オリンピック(パラリンピック、デフリンピック)、国際競技連盟(IF)が主催又は共催する国際大会に日本代表として出場する選手であって、国内競技団体(NF等)が推薦する選手
ただし、各競技団体につき、原則1名または1チーム(団体)の推薦とする
・東京都に在住または在学する満18歳(を迎えた年度末まで)の選手 |
| 活動内容 | ・国内・国際大会の成果報告や、取り組んでいる競技の魅力やルールアンバサダーとしての活動等について、アンバサダー自身のSNS等による発信
・東京都HP等におけるアンバサダーの紹介、活動等紹介の発信への協力
・都のスポーツイベント等において、国内・国際大会での経験や競技の魅力等の発信(イベント登壇など) |
| 任命期間 | 任命の日から1年
※本人の意思により、18歳を迎える年度末まで延長可能
(賞賜金の交付は、任命された年度のみ) |
| 賞賜金 | ・賞賜金は、1人10万円 |

4. ガバナンスコード遵守状況の自己説明と公表(事務局)

毎年、スポーツ団体中央競技団体(NF)はガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明・公表を10月31日までに実施することになっていますが、当連盟も2024年度版を以下のサイトに公開しました。

<https://www.jdsf.or.jp/about/jdsf-overview/jdsf-outline/>